



マイナンバーのお知らせ 第4回

マイナンバーで配布されるカードってどんなもの？

— 平成27年10月からマイナンバー(個人番号)が通知されます —

問 総合窓口課 ☎内線1624、1625



配布されるカードの使い道は？

平成27年10月以降、皆さんにマイナンバーを通知するための通知カードを配布します。
また、平成28年1月以降は、さまざまなことに利用できる個人番号カードを申請により交付します。

通知カード

通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載されたものになります。通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていないので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

個人番号カード

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。平成27年10月以降に通知カードでマイナンバーが通知された後に、市区町村に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請が行えることや、各自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。



表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。



住所地において通知カードの送付を受けることができない方は

DVなどの被害者で、住所地以外の場所へ移動している方や、施設などへ長期入所が見込まれ、かつ住所地に誰も居住していない方など、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方は、平成27年9月25日(金)までに、「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」を住民票のある市区町村に提出する必要があります。(申請書は総合窓口課、総務省ホームページなどで入手できます)詳しくは、総合窓口課にお問い合わせください。

詳しくは ◆マイナンバーホームページ(「マイナンバー」で検索)個人番号カード総合サイト
◆マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(受付時間：平日午前9時30分～午後5時30分)

※マイナンバー社会保障・税番号制度より抜粋・加工しています。